



今年の夏も要注意！会社に求められる熱中症対策

【今回の記事は栗原が担当しました。】

1. 熱中症対策の注意点・留意点

▶ 本人任せでは済まされない夏の労務リスク

2025年6月1日以降、以下の要件に該当する企業は熱中症対策が義務となりました。

対象 WBGТ 値 28 度以上または気温 31 度以上の作業場で、連続 1 時間以上 または 1 日 4 時間超の作業が見込まれる場合

行うこと

- (1)報告体制の整備 (2)実施手順の作成 (3)関係作業員への周知

罰則 熱中症対策を整備していないと、6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

※ 詳細はバックナンバー(2025年6月号 No.240)にて解説しております。

もし熱中症対策が以下のような状況であれば、暑さが本格化する前に、改めて見直しや周知を行い、実効性のある対策にすることが必要です。

- 暑さ指数(WBGТ 値)や気温を確認していない
水分補給や休憩のルールがない。
客観的な判断基準がない。
例)「本人が大丈夫と言った」だけで作業を続けさせた。
体調不良者を把握していない。
管理者に熱中症対応を教育していない。
緊急時の対応手順が決まっていない。



企業の安全配慮義務や労災防止の観点では、熱中症そのものの発症防止だけでなく、熱中症によって判断力・運動能力が落ちた結果、別の重大事故が起きることまで想定しておく必要があります。

2. 裁判例や事例に見る熱中症対策のリスク

▶ 安全配慮義務違反・労災事故・損害賠償・行政指導にも発展？！

実際に、熱中症による重大事故が発生した場合に、裁判でどのような判断が下されたのか、具体的な裁判例や事例をご紹介します。

裁判例1

熱中症予防対策(休憩室やドリンクの完備等)の措置を講じていたが、健康状態の確認不足があったことを理由に、安全配慮義務違反として4,800万円余りの損害賠償責任を命じられた。

ポイント

熱中症対策が「十分」と評価されるためには、労働者の状況を把握し、実効性のある措置を取る必要があった。

裁判例2

現場責任者が、労働者の体調不良を認識した後も、状態確認や高温環境から離す対応をせず、心肺停止直前まで救急車を呼ばなかった。

熱中症が疑われる場合の観察、手当て等について、現場責任者に教育しておく義務があったとして3,600万円余りの損害賠償責任を命じられた。

ポイント

熱中症が疑われた後の対応が適切に行われなかった。

身近な事例

<屋内業務での熱中症発症>

工場内での作業中に発症。空調が効き、適温だったにも関わらず、壁際の日差しがあたる場所での作業と水分補給不足により、熱中症を発症してしまった。

ポイント

屋内でも、場所ごとに熱中症が発生するリスクがある。

3. 高齢者への労災防止措置が「努力義務」に！

▶ 令和8年4月1日から高齢者が安心して安全に働ける職場環境が求められています。

事業者は高齢者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理を行うことが求められています。(エイジフレンドリーな職場環境づくり)

作業環境面の例: 転倒防止のための床面改善、作業動線の見直し、体力に応じた作業負荷の調整

特性面の例: 健康チェック、安全衛生教育、熱中症対策、メンタルヘルス研修、ストレスチェック

高齢者は体内の水分が不足することと併せて、暑さにより感覚機能が低下する為、のどの渇きに対する感覚も鈍くなります。

また、高齢者は体に熱がたまりやすく、循環器系への負担が大きくなります。

エイジフレンドリーな職場づくりに取り組むにあたって、熱中症予防対策の設備投資をご検討ください。



4. 熱中症対策時に活用可能な制度は？

▶ 助成金・補助金の対象となる可能性があります。

熱中症対策として、空調服、冷却ベスト、スポットクーラー、送風機、ミストファン、WBGТ 測定器、休憩所の冷却設備などを導入する場合、条件によっては以下の助成金・補助金を活用できる可能性があります。

- ① 業務改善助成金 → 賃金引上げと設備投資
② 働き方改革推進助成金 → 生産性向上とあわせて設備導入
③ エイジフレンドリー補助金 → 60歳以上の労働者がいる中小企業を対象

ただし、多くの助成金・補助金では、申請前や交付決定前に発注・購入・工事着手をしようとする対象外となる場合があります。

そのため、設備導入を検討される場合は、事前にあおば事務所までご相談ください。

お知らせ

賞与を支給することが決まったらあおば事務所までご連絡ください。

本人負担分保険料率は以下のとおりです。 ※ 協会けんぽの場合

健康保険 4.835%(埼玉)、4.925%(東京)、4.76%(茨城)、4.84%(群馬)、4.96%(神奈川)

子ども・子育て支援金 0.115%、介護保険 0.81%(40歳以上65歳未満の方)、

厚生年金 9.15%、雇用保険 一般の事業 0.5%、建設業 0.6%

社会保険料(健康保険料と厚生年金保険料)の算定の時期になりました

毎年4月から6月に支払われた報酬の平均で9月からの社会保険料を決定しますので、当事務所からのお知らせが届きましたら必ず内容をご確認ください。

労働保険料の第1回納付期限・期日について

1.事務組合委託の場合 7月13日までに振込or口座振替

2.事務組合委託ではない場合、納付書の場合:7月10日までに納付

納付方法が口座振替の場合:9月7日引落し